

滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立びわ湖こどもの国について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、大宿泊室および小宿泊室の使用料および利用料金を減額する対象者を拡大するため、滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第8号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 障害者の使用のために介護を行う者について、大宿泊室および小宿泊室の使用料および利用料金を減額する対象者に加えることとします。（第1条による改正後の別表関係）
- (2) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第2条による改正後の別表関係）
- (3) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第4条、第5条、第14条関係）</p> <p>1 宿泊施設</p> <div data-bbox="241 564 1088 616" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <p>注1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）が大宿泊室または小宿泊室を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。</p> <p>4・5 省略</p> <p>2～6 省略</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第4条、第5条、第14条関係）</p> <p>1 宿泊施設</p> <div data-bbox="1137 564 1984 616" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">省略</div> <p>注1 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 65歳以上の者、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）<u>および障害者の使用のために介護を行う者</u>が大宿泊室または小宿泊室を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。</p> <p>4・5 省略</p> <p>2～6 省略</p>

滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧				新			
本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 宿泊施設				本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 宿泊施設			
区分		金額		区分		金額	
		宿泊	休憩			宿泊	休憩
大宿泊室	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	円 1人1泊につき 510	1人1回につき 280円	大宿泊室	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	円 1人1泊につき 510	1人1回につき 290円
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒もしくはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）または25歳未満の青少年（児童等を除く。以下同じ。）	同 670			高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒もしくはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）または25歳未満の青少年（児童等を除く。以下同じ。）	同 670	
	その他の者	同 960			その他の者	同 1,010	
身体障害	児童等	同 510		身体障害	児童等	同 510	

者宿泊室	生徒等または25歳未満の青少年	同 670
	その他の者	同 880
小宿泊室	児童等	同 570
	生徒等または25歳未満の青少年	同 980
	その他の者	同 <u>1,480</u>

注 省略

2 研修施設

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
	円	円	円
研修室1	2,510	3,420	2,510
研修室2	2,510	3,420	2,510
会議室	2,510	3,420	2,510
フォーラム	6,310	17,700	19,000
ワークショップ1	2,510	3,420	2,510
ワークショップ2	2,510	3,420	2,510

者宿泊室	生徒等または25歳未満の青少年	同 670
	その他の者	同 880
小宿泊室	児童等	同 570
	生徒等または25歳未満の青少年	同 980
	その他の者	同 <u>1,550</u>

注 省略

2 研修施設

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
	円	円	円
研修室1	2,640	3,590	2,640
研修室2	2,640	3,590	2,640
会議室	2,640	3,590	2,640
フォーラム	6,630	18,600	20,000
ワークショップ1	2,640	3,590	2,640
ワークショップ2	2,640	3,590	2,640

注 省略

3 天体観測室

区分	金額
小学校もしくは義務教育学校（前期課程に限る。）の児童またはこれに準ずる者	1人1回につき 260 円
その他の者	同 390

注 省略

4 人工登はん壁

(1) 貸切り使用

区分	金額	
	午前	午後
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
入場料等を徴収しない場合 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「小学校等」という。）が児童または生徒を対象に使用する場合	円 1,660	円 2,700
アマチュアスポーツに使	4,050	6,570

注 省略

3 天体観測室

区分	金額
小学校もしくは義務教育学校（前期課程に限る。）の児童またはこれに準ずる者	1人1回につき 260 円
その他の者	同 410

注 省略

4 人工登はん壁

(1) 貸切り使用

区分	金額	
	午前	午後
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
入場料等を徴収しない場合 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「小学校等」という。）が児童または生徒を対象に使用する場合	円 1,660	円 2,700
アマチュアスポーツに使	4,250	6,900

	用する場合		
	その他の催物に使用する 場合	13,900	21,400
入場料等 を徴収す る場合	小学校等が児童または生 徒を対象に使用する場合	3,330	5,410
	アマチュアスポーツに使 用する場合	8,090	12,500
	その他 の催物 に使用 する場合	20,200	32,900
	入場料等が1,000 円以下の場 合	40,500	65,700
	入場料等が1,000 円を超える場 合		

(2) 個人使用

区分	金額
児童等	円 1人2時間につき 200
生徒等	同 310
その他の者	同 560

注 省略

5 キャンプ施設等

(1) キャンプ施設

区分	宿泊	日帰り

	用する場合		
	その他の催物に使用する 場合	14,600	22,500
入場料等 を徴収す る場合	小学校等が児童または生 徒を対象に使用する場合	3,330	5,410
	アマチュアスポーツに使 用する場合	8,500	13,100
	その他 の催物 に使用 する場合	21,200	34,500
	入場料等が1,000 円以下の場 合	42,500	69,000
	入場料等が1,000 円を超える場 合		

(2) 個人使用

区分	金額
児童等	円 1人2時間につき 200
生徒等	同 310
その他の者	同 590

注 省略

5 キャンプ施設等

(1) キャンプ施設

区分	宿泊	日帰り

施設の大テントを使用する 場合	円 テント1張り <u>1,740</u>	円 テント1張り <u>860</u>
施設の小テントを使用する 場合	同 <u>1,200</u>	同 <u>600</u>
テント一式を持ち込む場 合	同 <u>950</u>	同 <u>470</u>

注 省略

(2) 自転車

区分	金額
サイクリング自転車	円 1台(2時間以内) <u>400</u>
変わり種自転車	1台1時間につき 最低 <u>200</u> 最高 <u>620</u>

注 省略

(3) グラウンドゴルフ

区分	金額
児童等	円 1人1時間につき 260
その他の者	同 <u>490</u>

注 省略

6 省略

施設の大テントを使用する 場合	円 テント1張り <u>1,830</u>	円 テント1張り <u>900</u>
施設の小テントを使用する 場合	同 <u>1,260</u>	同 <u>630</u>
テント一式を持ち込む場 合	同 <u>1,000</u>	同 <u>490</u>

注 省略

(2) 自転車

区分	金額
サイクリング自転車	円 1台(2時間以内) <u>420</u>
変わり種自転車	1台1時間につき 最低 <u>210</u> 最高 <u>650</u>

注 省略

(3) グラウンドゴルフ

区分	金額
児童等	円 1人1時間につき 260
その他の者	同 <u>510</u>

注 省略

6 省略